

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(こども家庭庁・文部科学省所管)

単位:千円

基金の名称		島根県安心こども基金	
基金設置法人名		島根県	
基金の額		今回造成額	0千円
		造成完了時における残高	481,026千円
	(うち国費総当額)	今回造成額	0千円
		造成完了時における残高	477,519千円
基金事業等の概要		当該基金を活用し、以下の事業を実施 ・幼児教育・保育無償化	
基金事業等を 終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和11年度末	
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和11年度末	
	基金の解散予定時期	令和12年6月末	
基金事業等の目標		市町村が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に対し補助することにより、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施することを目的とする。	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		補助要綱に基づく市町村からの申請について、県で審査する。 【担当課】 島根県健康福祉部子ども・子育て支援課	
その他の事項			